農地法第３条の３の規定による届出書

令和　　年　　月　　日

越谷市農業委員会会長　様

 　　　 　　　 　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　下記農地（採草放牧地）について、【　相続・その他（　　　　　　　　　　　）】により【　 】を取得したので、農地法第３条の３の規定により届け出ます。

記

１　権利を取得した者の氏名等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　名 | 住　所 | 国籍等 |
|  | 在留資格又は特別永住者 |
|  |  |  |  |

２　届出に係る土地の所在等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在・地番 | 地　　目 | 面積(㎡) | 備 考 |
| 登記簿 | 現況 |
|  | 　　　　 | 　　　　 | 　　 |  |

　　　　　　　　　　　※この欄に書ききれない場合は別紙に記載してください。

３　権利を取得した日

　　令和　　年　　月　　日

４　権利を取得した事由　　相続（遺産分割、包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む）、

法人の合併・分割、時効

５　取得した権利の種類及び内容　　　所有権

６　農業委員会によるあっせん等の希望の有無

有　・　無　（希望内容）

* 筆ごとに希望がある場合は、「２届出にかかる土地の所在地等」の備考欄にそれぞれ記入してください。

（記載要領）

　１　本文には権利を取得した事由及び権利の種類を記載してください。

　２　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

　３　国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

　４　権利を取得した者が連名で届出をする場合は、届出者の住所及び氏名をそれぞれ記載してください。また、記の１の「権利を取得した者の氏名等」は必要に応じ、行を追加してください。

　５　記の２の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。

　６　記の４の「権利を取得した事由」には、相続(遺産分割、包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む)、法人の合併・分割、時効等の権利を取得した事由の別を記載してください。

　７　記の５の「取得した権利の種類及び内容」には、取得した権利が所有権の場合は、現在の耕作の状況、使用収益権の設定(見込み)の有無等を記載し、取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の状況、賃借料、契約期間等を記載してください。また、共有物として農地又は採草放牧地の権利を取得した場合であって、届出者以外にも共有者がいるときは、その人数を記載してください。なお、人数がわからない場合は、その旨を記載してください。

　８　記の６の「農業委員会によるあっせん等の希望の有無」には、権利を取得した農地又は採草放牧地について、第三者への所有権の移転又は賃借権の設定等の農業委員会によるあっせん等を希望するかどうかを記載してください。

（本人確認に係る留意事項）

　１　届出者が窓口に申請書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示して

　　ください。

【１点でよいもの】

　　運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等

【２点必要なもの】

　　健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等

　２　上記１以外の場合（代理人が持参する場合等）、届出者の本人確認書類として、次のいず

　 れかの書類を添付してください。

　　運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード、特別永住者証明書、

　　健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等のうち２つの写し

　３　届出者が法人の場合は、法人登記事項証明書等により確認します。

　４　必要に応じて農業委員会が届出者に電話で申請書の内容について確認する場合がありま

　　　す。

（別紙）届出書の２の欄　　届出に係る土地の所在等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所　在・地　番 | 地　　目 | 面積（㎡） | 備　考 |
| 登記簿 | 現　況 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |